

○松江市立保育所及び松江市立認定こども園における特別保育に関する条例

平成23年7月5日

松江市条例第58号

(目的)

第1条 この条例は、松江市立保育所設置条例(平成17年松江市条例第192号)第1条及び松江市指定管理者の管理する松江市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第439号)第1条の規定に基づき設置する松江市立保育所並びに松江市立認定こども園設置条例(令和5年松江市条例第35号)第1条の規定に基づき設置する松江市立認定こども園(以下これらを「保育所等」という。)において特別保育を実施することにより、児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別保育 延長保育及び一時預かりをいう。
- (2) 延長保育 保育所等に入所している児童に対して、通常保育(保育標準時間認定又は保育短時間認定の児童に行う通常の保育をいう。)の時間を超えて保育所等で保育することをいう。
- (3) 一時預かり 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護をすることをいう。
- (4) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項に規定する保育必要量(以下単に「保育必要量」という。)を1日当たり11時間で認定することをいう。
- (5) 保育短時間認定 保育必要量を1日当たり8時間で認定することをいう。
- (6) 低所得世帯 市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が48,600円未満である世帯をいう。

(特別保育を実施する保育所等)

第3条 特別保育を実施する保育所等は、次のとおりとする。

特別保育の種類	実施保育所等
延長保育	全ての松江市立保育所及び松江市立認定こども園
一時預かり	松江市立マリン保育所、松江市立美保関西保育所、松江市立美保関東

保育所、松江市立やつか保育園、松江市立しんじ幼保園、松江市立揖 屋幼保園

(特別保育の申込み)

第4条 児童について保育所等における特別保育を行うことを希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込みをしなければならない。

(特別保育料の徴収)

第5条 市長は、児童に対し特別保育を行ったときは、当該児童の保護者から特別保育料を徴収する。

(特別保育料の額)

第6条 特別保育料の額は、別表に定める額とする。

(特別保育料の納付)

第7条 特別保育を受けた児童の保護者は、市長が指定した納期限までに市長に特別保育料を納付しなければならない。

(特別保育料の不還付)

第8条 前条の規定により納付された特別保育料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別保育料の減免)

第9条 市長は、世帯の所得状況に応じて規則で定めるところにより、特別保育料のうち松江市内在住世帯に係る一時預かり利用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者に係る読替え等)

第10条 指定管理者の管理する松江市立保育所で特別保育を行う場合において、第4条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 市長は、前項により読み替えて適用される第5条の規定により指定管理者が徴収した特別保育料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に松江市立揖屋保育園、松江市立意東保育園及び松江市立出雲郷保育園において延長保育を利用した者の延長保育料の額については、第6条の規定にかかわらず、次の表による。

世帯区分	通常利用		緊急利用
	保育料(月額)		保育料(日額)
	土曜日に延長保育 を利用する者	土曜日に延長保育 を利用しない者	
生活保護世帯並びに市民 税・所得税非課税世帯のう ち父子世帯、母子世帯及び 在宅障がい者のいる世帯	1,200円	1,000円	200円
上記以外の世帯	2,500円	2,000円	200円

備考 通常利用とは、継続的に延長保育を利用することをいい、緊急利用とは、緊急・一時的に延長保育を利用することをいう。

(延長保育料の減免に関する経過措置)

- 3 市長は、令和6年3月31日に松江市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例(平成17年松江市条例第129号)第5条の規定に基づき設置する松江市立揖屋幼稚園、松江市立意東幼稚園又は松江市立出雲郷幼稚園に在籍する児童で、子ども・子育て支援法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定を行った同法第30条の4第2号に該当するもの(当該認定の開始日から相当の期間にわたって同号に該当しているものに限る。)については、当該認定の開始日から同法第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況が継続しており、かつ、松江市立揖屋幼稚園に在籍する児童にあつては、松江市立認定こども園設置条例第1条の規定に基づき設置する松江市立揖屋幼保園に在籍し、松江市立意東幼稚園に在籍する児童にあつては、同条の規定に基づき設置する松江市立意東幼保園に在籍し、松江市立出雲郷幼稚園に在籍する児童にあつては、同条の規定に基づき設置する松江市立出雲郷幼保園に在籍している限りにおいて、午後4時30分から午後5時までの間の延長保育に係る延長保育料を減額し、又は免除することができる。
- 4 市長は、令和6年3月31日に松江市立幼保園設置条例(平成17年松江市条例第193号)第1条の規定に基づき設置する松江市立幼保園のぎ(以下「旧幼保園のぎ」という。)、松江市立しんじ幼保園(以下「旧しんじ幼保園」という。)、松江市立城西幼保園(以下「旧城

西幼保園」という。)又は松江市立やくも幼保園(以下「旧やくも幼保園」という。)に在籍する児童で、子ども・子育て支援法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定を行った同法第30条の4第2号に該当するもの(当該認定の開始日から相当の期間にわたって同号に該当しているものに限る。)については、当該認定の開始日から同法第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況が継続しており、かつ、旧幼保園のぎに在籍する児童にあつては、松江市立認定こども園設置条例第1条の規定に基づき設置する松江市立幼保園のぎに在籍し、旧しんじ幼保園に在籍する児童にあつては、同条の規定に基づき設置する松江市しんじ幼保園に在籍し、旧城西幼保園に在籍する児童にあつては、同条の規定に基づき設置する松江市立城西幼保園に在籍し、旧やくも幼保園に在籍する児童にあつては、同条の規定に基づき設置する松江市立やくも幼保園に在籍している限りにおいて、午後4時30分から午後6時までの間の延長保育に係る延長保育料を減額し、又は免除することができる。

附 則(平成23年9月30日松江市条例第89号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日松江市条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月19日松江市条例第55号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日松江市条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月1日松江市条例第79号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第11号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日松江市条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月28日松江市条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江市指定管理者の管理する松江市立保育所の設置及び管理に関する条例第6条第1項各号列記以外の部分及び同

条例第7条の改正規定並びに第2条中松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例第2条から第8条まで及び第9条第2項の改正規定並びに同条例別表第1号の改正規定(「保育料(日額)」を「日額」に改める部分に限る。)、同条例別表第2号及び同条例別表第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例別表第1号の規定は、令和5年4月分以後の延長保育料の額及び徴収について適用し、令和5年3月分までの延長保育料の額及び徴収については、なお従前の例による。

附 則(令和5年10月2日松江市条例第36号)

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月9日松江市条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に利用された一時預かりについて適用し、同日前に利用された一時預かりについては、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

(1) 延長保育料

児童区分	世帯区分	日額					月上限額
		午前7時から午前8時まで	午前8時から午前8時30分まで	午後4時から午後5時30分まで	午後5時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで	
保育短時間認定の児童	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	低所得世帯	20円	10円	10円	20円	100円	1,000円
	その他の世帯	60円	30円	30円	60円	300円	5,000円
保育標準時間認定の児童	生活保護世帯					0円	0円
	低所得世帯					100円	1,000円
	その他の世帯					300円	5,000円

備考 1か月の延長保育料の合計額が月上限額を超える場合は、当該月の延長保育料は月上限額とする。

(2) 一時預かり利用料

世帯区分	年齢区分	日額	
		4時間未満	4時間以上
松江市内在住世帯	3歳未満児	800円	1,600円
	3歳以上児	650円	1,300円
松江市外在住世帯	3歳未満児	850円	1,700円
	3歳以上児	700円	1,400円

備考 年齢の基準日は、利用する日の属する年度の初日の前日とする。